

「社会教育施設における指定管理者制度について(答申)」に
基づいて実施された公民館の取り組みの検証について(報告)

西宮市社会教育委員会議(平成21年1月15日)

記

1、「社会教育施設における指定管理者制度について」(平成18年1月答申)の求めるもの

指定管理者制度の答申では、市民に不便をかけないことを大前提として、社会教育施設の中でも、直営施設への導入を検討することが特に意義があると指摘されている。

その中で、公民館は単なるカルチャーセンターではなく、市民が受動的にサービスを受けるだけの運営では不十分であり、学習意欲やコミュニティの充実発展など多種多様な住民ニーズを満たすサービス提供的なものへと変わってきていることにも留意する必要性が述べられている。

そのためには、周辺地域の事情を考慮しつつ地域住民の協力を得て、その意向を反映させながら運営を行い、企画、活動の主体は地域住民とすることが望ましいと指摘されている。

また、現在の中央公民館職員の推進員会事業の企画・実施へのアドバイスへの取り組みを充実させるとともに地域住民の協力を得るため、行政の働きかけやバックアップも必要なことは言を待たないものであるとも述べられている。

公民館においては、地域諸団体やNPO法人に委託するのが理想的なものであるとして答申が行われたものである。

2、地域住民の参画が試行されている公民館の状況について

(1) 鳴尾東公民館、高須公民館の現状

- ・平成19年4月より、地域から選出されたコミュニティパートナーを委員として教育委員会が委嘱。
- ・コミュニティパートナーは公民館の日常の実態把握に努め、地域参画のための課題探求と解決に必要な提案を行うとともに、地域情報を発信する。
- ・主任嘱託員とコミュニティパートナーの2人体制。

(2) その他の公民館の現状

- ・主任嘱託員と嘱託員の2人体制、火曜と木曜は1人体制、主催事業等のサポート。

上記内容を基礎として、地域住民による公民館の管理運営の参画が試行されている鳴尾東公民館、高須公民館の2館について現地調査を行い、コミュニティパートナー等の意見を聴取し、次のような現状認識で一致した。

すなわち、答申で述べられている「地域住民の協力を得る」ことや「受け皿になる

組織がなければ、行政が働きかけを行い、ノウハウをもった地域団体になるようバックアップする」ことについては、下記のような良好な関係と仕組みづくりが行われているようである。

- ・地域の自治会や社会福祉協議会、青少年愛護協議会、老人クラブ、スポーツクラブ 21、子ども会協議会などの主だった団体の長によって組織された鳴尾東・高須公民館活動推進委員会を受け皿として立ち上げ、定期的に定例会や懇談会を開催しており、現状では望ましい体制と考えられる。
- ・地域による公民館運営の仕組みとして、上記の地域団体の長や有識者による「公民館活動推進委員会」を立ち上げ、その「推進委員会」から館の管理運営に直接携わる「コミュニティパートナー」を選任するとともに、住民対象の講座を企画実施する「事業部員」を選出し、事業に取り組んでいることは適切と考えられる。
- ・「コミュニティパートナー」は公民館との接点として地域で認識されており、地域の祭りに参加するなど窓口以外でも活躍している。また、コミュニティの拠点として、「地域の公民館」という考え方がコミュニティパートナーを通じて地域で育ちつつあるとの認識を得た。

3、基本的課題

現在実施している体制の組織的課題を列挙すれば次のとおりである。この課題に基づいて現地調査を行い、課題の追加整理を行った。

- (1) 「主任嘱託員とコミュニティパートナーが同席し、公民館運営に従事することは偽装請負ではないか。」との指摘があるが、労働法制上、当面は問題無しとの労働局の見解が披瀝されている。
- (2) 現在の経過的な体制は、3年程度が限度である。
- (3) 公民館への部分的地域参画から、将来的には地域が主体的に館の運営ができる方法の検討を進めることが重要である。
- (4) 嘱託職員の処遇や地域のニーズ、地域の運営参画への温度差などを考慮して、取り組みを進める必要性が課題である。

(追加整理)

現在の「コミュニティパートナー」は教育委員会から委嘱された「委員」として位置づけられており、公民館の実態把握に努め、地域参画のための課題探求と解決に必要な

提案を行うというものである。ただし、上記の提案を行う「委員」という制度は、あくまでも試行的な体制であることへの認識が必要である。

「コミュニティパートナー」の位置づけについては、現地調査を行った後においても、労働法制上の課題もクリアする必要があるとの認識では一致している。

4、今後の取り組みの方向性

- ・平成 22 年 3 月までに、鳴尾東、高須公民館については、コミュニティパートナーを中心に地域が館の運営全体を把握できるようコミュニティパートナー制度のさらなる充実が求められている。そのためには、コミュニティパートナーのスキルアップを図ることが重要である。地域でこの制度の継続実施が可能となるよう、地区公民館業務への総合的な研修を実施するなど、幅広い公民館業務に対応できるコミュニティパートナーの資質向上が必要である。
- ・その他の公民館についてはコミュニティパートナーが導入できるよう支援するための取り組みを進めることが重要である。

以上の考え方を基本として、次のとりまとめを行った。

答申で述べられている「行政は場所や設備等の環境を提供することに意を注ぎ、企画、活動の主体は地域住民とすることが望ましい」を実現するために、2 公民館の試行実施を行う中で、公民館運営の具体的な制度設計や人員配置、法的問題も含めた条件整備等の推進とともに、指定管理者制度の導入への取り組みが急がれている。

指定管理者制度の受託者に関しては、下記のような任意団体であっても可能とされていることから、公民館活動推進委員会に対し、行政は指定管理者制度の十分な理解が得られるよう働きかけを行うことが必要である。

(任意団体が指定管理者となっている事例)

平成 18 年度から、市民館では地域の老人クラブや青少年愛護協議会、婦人会などの長の 10 人程度で組織された任意団体である「市民館運営委員会」が指定管理者となり、市長部局の市民活動支援課と協議の上で管理人を選出し運営を行っている。

5、今後の地域参画について

モデル事業を実施している鳴尾東公民館および高須公民館の今後のあり方については、現在の地域参画の体制を維持しつつ、指定管理者として「公民館活動推進委員会」が受け皿となる方向で、平成 22 年 3 月までに「今後の取り組みの方向性」を参考として、地域が

主体的に運営できる条件整備を行うことが必要である。

地域が公民館の管理運営を担い、答申の目指す方向に発展するかどうかについては、地域住民の代表である「公民館活動推進員会」の合意形成が重要であり、そのためには、行政の十分なバックアップ体制が必要不可欠である。

また、地域住民に答申の目指す方向への意思統一がなされない場合においても、今回の平成19年度からのコミュニティパートナーの実践や地域団体との協議の経過を踏まえ、今後、各公民館において公民館運営に地域住民が参画する取り組みが行われるよう、行政には積極的な対応が求められていることに注意を払うべきである。

各地区の公民館については、地域の事情や要望などがそれぞれ異なるため、速やかな市全域への拡大は難しいと考えられるが、段階的な拡大に取り組む際には、この2館の取り組みをモデルケースとして対応することが必要である。

審議経過について

開催日		審議内容等
平成 20年	5月15日 (木)	今年度の協議テーマについて 「地域が参画する公民館運営への取り組みの検証について」の提出
	7月17日 (木)	現地調査：鳴尾東公民館および高須公民館 中央公民館職員・コミュニティパートナー・両公民館主任より状況説明
	8月21日 (木)	現地調査：北口図書館および中央公民館 北口図書館・中央公民館より状況説明と施設見学。男女共同参画センター 411会議室において審議。
	10月16日 (木)	施設調査等に基づいた取り組みの検証について審議
	11月27日 (木)	施設調査等に基づいた取り組みの検証について審議
平成 21年	1月15日 (木)	報告書の提出：「社会教育施設における指定管理者制度について(答申)」 に基づいて実施された公民館の取り組みの検証について(報告)

第29期 西宮市社会教育委員

社会教育委員	議長	吉田 圭一
	副議長	川本 輝子
	委員	小池 洋美
		松原 澄子
		内田 久恵
		加藤 忠
		湯浅 裕子
		宮本 久美子
		石埜 明芳
		田村 ひろみ
		中島 靖浩
		羽田 英彦